○環境省告示第八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、小佐渡東部鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十月二十四日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

小佐渡東部特別保護地区

二　区域

新潟県佐渡市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

国指定小佐渡東部鳥獣保護区は、昭和三十八年に絶滅の危機に瀕するトキの生息地保護のために設定された保護区である。

当該地域は、昭和三十五年から昭和四十三年にかけて毎年トキの繁殖が確認される等、過去において野生のトキの重要な営巣地及び採餌地となっていた。現在でもトキの営巣木として適したアカマツ及びコナラ等の大径木が残されているほか、人の手によるトキの採餌場所の整備及び維持管理が行われており、平成二十年から再導入が実施されているトキの営巣地及び採餌場所として良好な自然環境を有していると考えられる。

このように、当該区域はトキの野生下への再導入を進める上で重要な区域であることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するトキを始めとする鳥獣の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　トキを始めとする鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥類の生息環境を脅かすような不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息環境への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　ホンドテン等のトキを始めとする鳥獣の生息環境に影響を及ぼすおそれのある鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ニ　当該区域の管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業との連携を図る。

○環境省告示第八十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十月二十四日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

浅間鳥獣保護区

二　区域

群馬県吾妻郡嬬恋村及び長野原町並びに長野県上田市、東御市、小諸市並びに北佐久郡軽井沢町及び御代田町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は浅間山山頂である標高二千五百六十八メートルから標高千メートルまでの広範な標高差を有し、森林は温帯林のミズナラ、シラカバ等からなる広葉樹自然林、カラマツ自然林及びカラマツ等の造林地を主体とし、一部に高山帯、亜高山帯の植物群落を含んでおり、この地方を代表する植生を形づくっている。このほか区域内には、火山の噴出物による荒廃地、別荘地、ゴルフ場、スキー場、採草放牧地、農地等も含まれている。

また、大部分の地域が上信越高原国立公園に指定され、良好な自然環境が維持され、ウグイス、コルリ等鳴禽類の他、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシを始めオオタカ、ハイタカ等の猛禽類及びツキノワグマ、ニホンジカ等大型獣類を含む多様な鳥獣にとって良好な生息地となっている。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく天然記念物であるニホンカモシカの生息も確認されている。

このように、当該区域は猛禽類やツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の拠点の確保に資するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。

ロ　各種被害対策、外来種による当該地域の生態系へのかく乱への対応、野生鳥獣の生息環境の整備を含め関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。特に、特定鳥獣保護管理計画に基づく各種対策が適正かつ円滑に進められるよう各団体と協力していく。

ハ　ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等と連携協力した普及啓発に取り組む。

○環境省告示第八十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、浅間鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十月二十四日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

浅間特別保護地区

二　区域

群馬県吾妻郡嬬恋村の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該地域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高千五百四十から二千五百メートルまでの地域で、国指定浅間鳥獣保護区の中心的な箇所に位置し、上信越高原国立公園の指定を受け、良好な自然環境が維持されている。特に浅間山の北斜面は火山の噴出物による荒地になっている。この荒地は採餌場所として、黒斑山北西面のシラビソ－オオシラビソ群落等亜高山帯自然植生は生息及び繁殖の場として、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシを始めとする猛禽類にとって極めて重要な区域となっている。

このように、当該区域は浅間鳥獣保護区の中でも特に重要なイヌワシ等の猛禽類の生息環境であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　行動圏が広域に及ぶイヌワシ等の猛禽類を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。

ロ　各種被害対策、外来種による当該地域の生態系へのかく乱への対応及び野生鳥獣の生息環境の整備を含む関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。特に、特定鳥獣保護管理計画に基づく各種対策が適正かつ円滑に進められるよう各団体と協力していく。

ハ　ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等と連携協力した普及啓発に取り組む。

○環境省告示第八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十月二十四日

環境大臣　細野　豪志